平成２１年（フ）第１３６４０号
東京都江戸川区新堀１丁目２－９－201
債務者　金高　香織（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６４７号
東京都東久留米市前沢４丁目32－７－Ａ－403
債務者　羽場　　聡
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６４９号
東京都立川市曙町１丁目21－４－103
債務者　林　　真澄（旧姓安室）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６５０号
東京都足立区千住元町36－１－101
債務者　清野　祐介
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６５７号
千葉県茂原市上林158－１－236
債務者　長谷川信二
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６５８号
神奈川県横浜市旭区中希望が丘104－５－401
債務者　伊東　浩一
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６５９号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡３丁目７－31
債務者　土居　忠夫
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６６０号
東京都文京区本駒込６丁目15－20－301
債務者　金　　直子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６６２号
東京都北区赤羽北２丁目18－９
債務者　安藤麻美子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６６３号
神奈川県川崎市多摩区宿河原３丁目21－12－205
債務者　杉本　雅夫
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６６８号
東京都葛飾区東新小岩８丁目15－５－101
債務者　安間　美香
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６７０号
千葉県柏市光ケ丘団地５－17－112
債務者　小林　絵里
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６７３号
神奈川県相模原市相模原６丁目５－15－108
債務者　高石　重人
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６７６号
東京都板橋区四葉２丁目10－５－306
債務者　齊藤　英憲
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６７９号
東京都板橋区赤塚新町３丁目17－24－301
債務者　沖山　郷美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６８２号
東京都小平市仲町52－５－Ｂ－103
債務者　中野　佳子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部